政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十七号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表中南米の項中「

691,500	664,600	624,400	557,200	490,100	422,900	369,200

」を「

288,600	474,500	409,600	357,600	331,600	305,700	279,700

」に改め、同表欧州の項中「

539,400	432,400	377,800	334,100	312,200	290,400	268,500

」を「

295,600	553,000	408,000	720,000	422,800	641,200	559,400

」に、「

275,100	524,300	364,600	700,000	404,200	613,700	479,500

」を「

254,700	476,400	329,900	664,300	385,600	567,900	415,500

」に、「

740,000	428,500	312,600	645,700	522,100	890,000	383,600

」を「

770,000	380,700	295,200	617,900	476,300	860,000	351,600

」に改め、同表アフリカの項中「

740,000	342,400	277,900	571,400	439,600	799,100	319,700

」を「

620,000	323,200	268,500	525,000	421,300	767,200	319,700

」を「

620,000	304,100	254,700	478,500	402,900	719,200	319,700

」に、「

610,000	284,900	441,300	384,600	639,300	850,000	365,300

」に改め、同表アフリカの項中「

820,000	761,100	730,700	685,000	608,900	532,800	456,700	395,800
334,900	304,500						

」を「

690,000	656,500	636,200	605,900	555,200	504,600	453,900	413,400
372,900	352,600						

」に改め、同表アフリカの項中「ザンビア

690,000	670,000	638,900	619,500	590,500	542,200	493,900	445,500

」を「

406,900	387,500	368,200	348,900	337,600	311,600	285,700	259,700
555,200	504,600	453,900	413,400	389,600	378,300	350,700	323,200	295,600
605,900	571,200	502,300	433,400	408,800	384,200	359,700	335,200
519,100	457,800	408,800	384,200	359,700	335,200		
534,600	465,400	410,000	382,300	354,600	326,900		
454,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700		
519,400	584,300	623,300	640,000	730,000	700,000	760,000	中南米
571,200	640,100	681,400	730,000	700,000	678,500	641,700	580,400	519,100	457,800	408,800	384,200	359,700	335,200	クリチバ
603,800	673,000	714,600	760,000	サンパウロ
マナウス
リオデジャネイロ

」に改める。

別表第一の二　総領事館の表中南米の項を次のように改める。

附　則

この政令は、平成二十七年八月一日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十八号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十六年八月」を「平成二十七年八月」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「一四・五八」を「一四・六七」に、「一一・六五」を「一一・七三」に、「一〇・四三」を「一〇・五〇」に、「一九・五四」を「一九・六一」に、「一八・四三」を「一八・五〇」に、「一七・七九」を「一七・八六」に、「一七・五三」を「一七・六〇」に、「一六・四七」を「一六・五三」に、「一五・五〇」を「一五・五五」に、「一三・八六」を「一三・九三」に、「一二・四七」を「一二・五一」に、「一一・二四」を「一一・二八」に、「一〇・一五」を「一〇・一八」に、「九・二九」を「九・三二」に、「八・四三」を「八・四六」に、「七・五九」を「七・六二」に、「六・七二」を「六・七四」に、「五・八七」を「五・九〇」に、「五・〇五」を「五・〇七」に、「四・四三」を「四・四四」に、「三・八三」を「三・八五」に、「三・二四」を「三・二五」に、「二・二二」を「二・二三」に、「一・八二」を「一・八三」に、「一・五三」を「一・五四」に、「一・四六」を「一・四七」に、「一・三九」を「一・四〇」に、「一・三一」を「一・三二」に、「一・二七」を「一・二八」に、「一・二四」を「一・二五」に、「一・二二」を「一・二三」に、「一・〇六」と、「を「一・〇七」